

参 考

○国土交通省告示第735号（平成28年5月12日）

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成28年9月30日
宅地建物取引業法第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成28年9月30日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第44条第1項の規定に基づくマンション管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成28年9月30日
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第1項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	平成28年9月30日
賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第3条第1項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	平成28年9月30日

【対象地域】

特定被災地域とは、平成28年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。

（参 考）

平成28年4月15日現在：熊本県内全45市町村